

看護師の皆さん安心して派遣で働くために

『令和7年度分 派遣看護師の年末調整・確定申告』

2025年11月20日

日本派遣看護師協会

目次

- 1 年末調整・確定申告とは？
- 2 年末調整の流れ
- 3 2025年年末調整の変更点
 - ①基礎控除の引き上げ
 - ②給与所得控除の引き上げ
 - ③特定親族特別控除の新設
- 4 派遣社員でも確定申告が必要な場合
- 5 確定申告のスケジュール
- 6 確定申告の流れ

1. 年末調整・確定申告とは？

年末調整は、1年間の納税額を確定させる重要な業務です。派遣社員の皆さんも一部必要な場合があるのでここでは詳しく解説していきたいと思います。

特に、令和7年度（2025年）の年末調整は、税制改正の影響を受け、変更があるため正しく理解しておきましょう。

年末調整とは？

派遣で働く看護師やアルバイト・パートなどの給与所得者は「源泉徴収」というかたちで、毎月の給与やボーナスから所得税が天引きされ、**会社が従業員に代わって申告・納税**をします。

しかし、この段階での所得税額は概算のため、どうしても過不足が出てきてしまいます。毎月概算で徴収した所得税額と、算出された正しい所得税額を照らし合わせ、過不足分を従業員に還付または追加徴収する手続きのことを年末調整といいます。

確定申告とは？

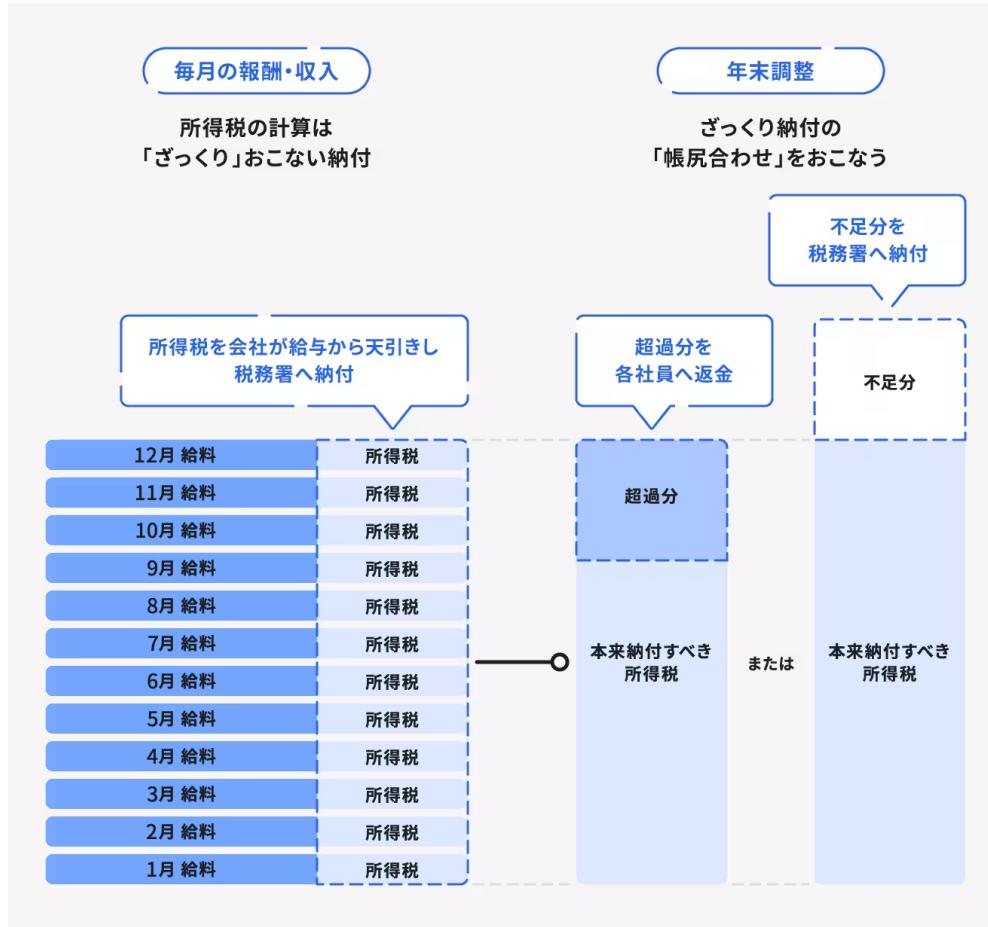
確定申告とは、**2025年1月1日から12月31日の1年間の所得を2026年年2月16日（月）から3月16日（月）までの間に税務署に申告**し、所得税の納税額を確定・納めるまでの一連の手続きを指します。

源泉徴収や予定納税などが実際に納めなければいけない納税額より多ければ還付を受けられ、課税対象の収入があれば、それに応じた所得税を納税します。

派遣で働いて2カ所以上の給与所得がある場合や給与所得以外の所得がある場合は個人で確定申告をしなければなりません。

2. 年末調整の流れ

毎月の給与から控除されている所得税と年末調整後の所得税に差額がでるのはなぜでしょうか。ここではその仕組みを簡単に解説していきます。



毎月の給与から控除される所得税は概算で計算された所得をもとに課税されているから、年末調整で最終的な所得税額がきまるのね。



3. 2025年の年末調整 変更点①

2025年分の年末調整から、主に3つの点が変更となります。

ここでは、その変更点を簡単にご紹介します。該当となる部分は、必ず、企業の担当者や国税庁のページでご確認ください。

今回、変更点がありますので、書式が最新のものかをチェックし、毎年同じだからと、昨年の書類を安易に流用するなどの対応はお避けください。

1. 基礎控除の引き上げ

ほとんど全ての人に適用される「基礎控除」が一律48万円だったものが、最大95万円に拡充されます。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))			基礎控除額		
			改正後 ^(注1)		改正前
			令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下	(200万3,999円以下)		95万円 ^(注2)		
132万円超	336万円以下	(200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)		
336万円超	489万円以下	(475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)		
489万円超	655万円以下	(665万5,556円超 850万円以下)	63万円 ^(注2)		
655万円超	2,350万円以下	(850万円超 2,545万円以下)	58万円		

国税庁「年末調整がよくわかるページ(令和7年分)

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

3. 2025年の年末調整 変更点②

2. 給与所得控除の引き上げ

会社員・パート、アルバイトの方には「経費相当分」として自動的に差し引かれる「給与所得控除」があり、最低55万円が65万円にアップされます。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下		55万円
162万5,000円超 180万円以下	65万円	その収入金額×40% - 10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30% + 8万円

(注) 給与の収入金額 190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

国税庁「年末調整がよくわかるページ(令和7年分)
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

3. 2025年の年末調整 変更点③

3. 特定親族特別控除の新設

対象となるのは、①生計を一にしている（同居または仕送りなど）、②19歳以上23歳未満の親族、③その子の合計所得金額が58万円超～123万円以下、となります。最大63万円を所得から差し引くことが出来るのですが、**控除を受けるには、専用の申告書「給与所得者の特定親族特別控除申告書」が必要となります。**

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))			特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下	(123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超	90万円以下	(150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超	95万円以下	(155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超	100万円以下	(160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超	105万円以下	(165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超	110万円以下	(170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超	115万円以下	(175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超	120万円以下	(180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超	123万円以下	(185万円超 188万円以下)	3万円

4. 派遣社員でも確定申告が必要な場合

派遣社員の場合、基本的には派遣会社が年末調整を行ってくれるので、自分で確定申告をする必要はありません。しかし、以下のケースの場合は派遣社員でも確定申告が必要になるため注意が必要です。

派遣社員でも確定申告が必要な3つのケース

①年末調整時に派遣会社との雇用関係がない

年末調整が行われる12月時点で派遣元と雇用関係がない場合は、年末調整ができません。自分で確定申告を行いましょう。また12月時点で雇用契約があったとしても、雇用契約のタイミングによっては年末調整の対象から外れてしまうこともあります。派遣会社ごとに規定があるため、事前に確認しておきましょう。

②複数箇所からの収入が20万円を超える

複数の派遣やアルバイトなどでの収入が20万円を超える場合は確定申告の必要があります。尚、配当所得や不動産所得などの収入が20万円を超える場合も同様です。

③医療費控除や住宅ローンがある

医療費控除や最初の年の住宅ローン控除は年末調整で申請できませんので確定申告が必要です。ただし、2年目以降の住宅ローン控除は年末調整が可能です。



派遣元との雇用契約内容は常に確認しておきましょう。また副業をされている方も要注意ですね！

5. 確定申告のスケジュール

確定申告は所得税法により「翌年の2月16日から3月15日までの間に確定申告すること」が定められています。尚、3月15日が土日祝日の場合は次の平日今まで期日が延長されます。したがって、2025年度分の確定申告は下記日程となります。尚、確定申告の計算をした結果、還付金が出る場合は、「法定申告期限から5年間」は申告できます。

令和7年度（2025年）分の確定申告期間：**2026年（令和8年）2月16日（月）から2026年3月16日（月）**

確定申告の事前準備

①源泉徴収票

給与所得のあるすべての会社の源泉徴収票を準備しましょう。派遣だけでなく副業やアルバイトで20万円を超える場合も同様に源泉徴収票が必要です。ない場合には勤務先に発行の依頼をしますが、倒産などの事情により源泉徴収票の発行が難しい場合は給与明細などを計算して確定申告書を作り、「源泉徴収票不交付の届出書」という書面を提出してください。

②マイナンバーカードのコピー

マイナンバーカードのコピーだけでなく、マイナンバーカードの番号確認書類と本人確認書類のコピーでもOK。扶養している親族がいれば、そのマイナンバーも必要です。

③控除に関する必要書類

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、医療費の明細書、保険料控除に関する証明書など

6. 確定申告の流れ

国税庁HPにページがありますので、詳細を調べる場合は国税庁の公式サイトで確認しましょう。

確定申告の流れ

①確定申告書の作成

国税庁ホームページで公開されている「[確定申告書等作成コーナー](#)」を利用するのが便利です。こちらではスマートフォン、タブレット、パソコンなどで作成できます。

尚、確定申告会場ではスマホを利用した確定申告の指導を受けることができますが、申告シーズンは、混雑しますし、整理券が必要となるケースもあります。相談はチャットボットや電話でも可能ですので、うまく活用しましょう。

②確定申告書を税務署に提出する

作成した申告書等は、次のいずれかの方法で送付します。

- (1) [e-Tax](#)で申告する
- (2) 税務署に郵送する
- (3) 税務署に持参する